

南種子町子ども通院費等補助の開始について



○補助内容・目的

島外の医療機関等へ通院等せざるを得ない子どもに係る経済的負担の軽減を図るため、通院等に要する交通費・宿泊費の補助を行います。

○補助要件

補助基準

令和6年4月1日以後受診分より補助対象。（年度内（3月31日）申請可能ですが、予算の関係がありますので補助対象と思われる方は早めにお手続きください。）

本町に住所を有する※子ども（島外で医療等を受ける必要があると判断された者（島外で医療等を受ける必要を示す医師の診断証明書等、確認書類の提出が要件））及びその付添者1名

※子どもとは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの者

※現在、本土の中学校・高校等に在籍している子どもは対象外

対象経費

島外の医療機関等への通院・入院に係る交通費及び宿泊費

種子島⇄鹿児島間の交通費（高速船・フェリー・航空機代）（フェリー車運送代は対象外）

日帰りできなかった場合の宿泊費（ホテル代最長2泊まで）

※本土の移動費（タクシー・レンタカー・バス等）は対象外

※県外の医療機関受診が必要な場合は、種子島⇄鹿児島間の移動費のみ対象

補助基準額及び補助率等

◎交通費

鹿児島県本土までの船賃・航空機運賃等の2/3 年6回（往復）まで補助対象

※回数は年度で区切ります（4月～翌年3月まで）

◎宿泊費

1泊当たり2/3（上限5,000円） 1回の通院等につき2泊まで

○申請に必要なもの

- ・補助金申請書（役場福祉事務所窓口に設置）
- ・医師からの証明書（役場福祉事務所窓口に設置）（実費負担にて取得してください）
※同一疾病については年1回の提出で可
- ・医療機関の領収書及び移動・宿泊費の領収書

○補助に対する例

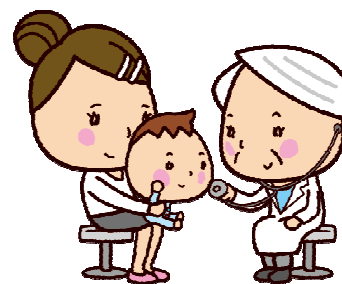
子ども1人と保護者1人の場合（高速船&ホテル代1泊）

保護者分（1泊6,000円のホテルに宿泊）

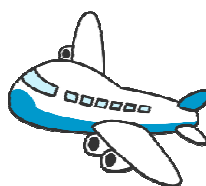
高速船代 $11,700 \times 2/3 = 7,800$ 円
ホテル代 $5,000$ （上限） $\times 2/3 = 3,333$ 円
補助合計 $7,800 + 3,333 = 11,133$ 円

子ども（小学生の場合）分
（親同様1泊6,000円のホテルに宿泊）

高速船代 $5,850 \times 2/3 = 3,900$ 円
ホテル代 $5,000$ （上限） $\times 2/3 = 3,333$ 円
補助合計 $3,900 + 3,333 = 7,233$ 円



支払額 $17,700 + 11,850 = 29,550$ 円
補助額 $11,133 + 7,233 = 18,366$ 円
差引額（実質負担額） $11,184$ 円



ご不明な点等につきましては、右記までご連絡ください。

問い合わせ先
南種子町役場
福祉事務所 福祉年金係
☎0997-26-1111(182)